

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成 28 年3月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年 10 月 21 日(令和2年 10 月 30 日一部修正(修正箇所朱書))

長野県企画振興部先端技術活用推進課長

1 業務の概要

(1)業務名

県と市町村の先端技術実証サポート業務

(2)業務の目的

県と市町村のシステム等共同化を推し進めるため、特に「RPA 及び AI-OCR」、「AI 音声文字起こし」のそれぞれの技術に着目し、その共同化に向けた在り方(座組み)/課題整理/解決の方向性を探るため」、システム共同化に向けた調査事業を実施する

2 業務内容

(1) 以下2つの調査業務を行うため、その実施にあたってのサポート業務を委託する。

(ア) RPA+AI-OCR 技術の共同化事業実現に向けた調査

- ① 検証対象業務の選定(1~3 業務を選定予定)
- ② RPA 及び AI-OCR ツールの選定(1~2 ツールを選定予定)
- ③ 参加団体による RPA シナリオ作成と実行(チームメンバー 11 団体を母数とし、実施団体とサポート団体に分けて実施)
- ④ 各々で作成され RPA シナリオと業務フロー、インプット様式の比較検証

(イ) AI 音声文字起こし技術の共同化事業実現に向けた調査

・実施内容 A

- ① 代表的な機材(PC や独立マイクなど)とソリューションを数種類選定する
- ② それぞれの組み合わせ事に、周囲の騒音環境やマイクとの距離を変更して、変換精度との関係性を整理する。
- ③ ②の結果を受けて、「使用に耐えうる、最低限必要な録音環境」を見出す

・実施内容 B - ユースケース分析 -

- ① 共同化の対象となりえるユースケース選定する(3~5つのケースを想定)
- ② ユースケース毎に複数のソリューションと複数の機器の組み合わせで実証を行う
- ③ ユースケース毎に求められる変換精度を、各団体の担当部門からのヒアリング、および実証結果を通じて標準的な「変換期待値」を設定する。

- ④ ユースケース毎に、実証を通じて「変換期待値」に必要なソリューション及び機器を整理する(必要コストの見極め)。
- ⑤ ユースケース毎に、実証を通じて「変換期待値」に達した場合の効果を整理する(導入効果の見極め)
- ⑥ ④⑤の結果を元に、最も導入効果が高いユースケースを見出す。

(ウ) サポート業務の範囲

- ① プロジェクト管理業務
- ② 実証事業事務局業務(業務に必要なソフトウェア等の準備を含む)
- ③ RPA+AI-OCR
 - ・ ソリューション及び必要機器に関する情報収集
 - ・ 実証計画に対する提言
 - ・ 各団体における RPA シナリオ作成及び実証サポート(シナリオ作成方法の勉強会開催、Q&A 対応、訪問サポート)
- ④ AI 音声文字起こし
 - ・ ソリューション及び必要機器に関する情報収集
 - ・ 実証計画に対する提言
 - ・ 各団体における AI 音声文字起こし実証サポート(Q&A 対応、訪問サポート)
- ⑤ 実証結果の収集、分析・整理

(2)仕様

別添1 仕様書(案)のとおり

なお、仕様書(案)の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がありますのでご了承ください。

(3)企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施内容

- ・ サポートの具体的な内容
- ・ 課題洗い出しアプローチに対する提案内容
- ・ 参加団体とのコミュニケーション方法
- ・ 共同化推進に向けた付加的な貢献内容

イ 実施体制

- ・ 実施体制
- ・ スケジュール

ウ 必要経費

本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載すること。なお、経費の合計額は(6)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4)業務の実施場所 長野県内

(5)履行期間又は履行期限 契約締結日から令和3年2月10日まで

(6)費用の上限額 8,696,000 円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

3 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第8の企画提案書の提出から第19の契約までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を滞納していないこと。
- (6) 長野県企画振興部先端技術活用推進課で行う打ち合わせ等に常時参加できる者であること。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上参加申込書を提出するものとします。提出期限((3)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 参加要件具備説明書類総括書(様式第1号の附表)
- ③ 誓約書(様式第1号附表添付書類)

(2) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2 長野県企画振興部先端技術活用推進課 担 当 居鶴吾郎 電話番号 026-235-7146 ファクシミリ 026-235-0517 メールアドレス sentan@pref.nagano.lg.jp
--

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年10月28日(水)午後5時まで。
(土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- ② 提出先 4(2)に同じ。
- ③ 提出方法 郵送または持参とする。

なお、郵送の場合は、提出期限までに先端技術活用推進課に到達したものに限りします。

提出した際は、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(4)応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5)非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(7(5)①)の3日前までに、応募資格要件非該当通知書(様式第3号)により先端技術活用推進課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け)以内に、書面(様式自由)により先端技術活用推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け)以内に電子メールの方法により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 4(2)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。

(6)その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

5 説明会

説明会は開催しません。

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1)受付場所 4(2)に同じ。
- (2)受付期間 公告日から10月29日(木)午後2時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3)受付方法 業務等質問書(様式第4号)を電子メールにより先端技術活用推進課まで提出するものとします。
なお、提出した場合は、電話にて到達の確認をお願いします。
- (4)回答方法 先端技術活用推進課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和2年11月2日(月)までに業務等質問回答書(様式第5号)により長野県公式ホームページで公表します。

7 企画提案書の作成・提出

- (1)企画提案書の作成様式 企画提案書(様式第6号)による。
- (2)企画書の作成様式 企画書(様式第6号の附表)による。
- (3)企画書記載上の留意事項
 - ① 様式第6号の附表の「4 必要経費」記載欄は、経費の合計額は21(6)に示す費用の上限額以内となるように記載すること。

- ② ~~様式第6号の附表の「5 再委託の予定」又は「6 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合には、様式第6号の附表の「その他」記載欄に再委託の予定又は企画協力等の予定を記載すること。~~

ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 4(2)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第4号)を電子メールにより提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては電子メールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年11月6日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ② 提出先 4(2)に同じ。
- ③ 提出部数 6部(原本1部、副本5部)
- ④ 提出方法 郵送または持参とする。

なお、提出期限までに先端技術活用推進課に到達したものに限りです。

提出した際は、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目	審査内容	配点
1 実施内容 (75点)	(1) 本事業の主目的(システム共同化に向けた課題の抽出)に対して具体的で、且つ有効な提案が含まれているか。	30
	(2) 複数自治体と共同で行う取組みに対し円滑な運営につながる内容となっているか。	15
	(3) 顕在化させた課題を明白に評価できるか。	10
	(4) 県と市町村の共同化推進に向け、付加的な有効な要素が含まれるか。	20
2 業務の実施体制 (20点)	(5) 事業が適切に行える体制が整っているか。	10
	(6) 事業の実施スケジュールが現実的であるか。	10
3 業務に要する経費及びその内訳 (5点)	(7) 事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であるか。	5
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が 100 点満点中 50 点未満の場合は選定しません。
また、全審査委員の採点結果において「劣る」の採点があった者は、原則として選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出された企画提案書の内容について審査を行います。なお、プレゼンテーションは実施しません。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書(様式第9号)により先端技術活用推進課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書(様式第10号)により先端技術活用推進課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第11号)及び企画提案審査委員会評価書(様式第7号)を長野県公式ホームページに掲載します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日(休日を含む。ただし、10 日目が休日の場合は、休日明け)以内に、書面(様式自由)により先端技術活用推進課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内(休日を含む。ただし、10 日目が休日の場合は、休日明け)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 4(2)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添2 契約書(案)のとおり

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日(休日を含む。ただし、3 日目が休日の場合は、休日明け)以内に、見積書(要領様式第12号)により先端技術活用推進課長に対し

て提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
4(2)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。